令和元年度国立研究開発法人建築研究所調達等合理化計画の自己評価結果

(対象期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日)

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	 実施において明らかになった課題等		今後の対応
	令和元年度に開始した		4人1000000000000000000000000000000000000	世標の達成 状況(※)	しからかってなっていた。	الاس الاس المرادي
 重点的に取り組む分野	取組					
(1) 一者応札・応募に関する取組						
①契約審査会による定期的な契約の点 検の実施		契約審査会において予定価格が 250万円以上の案件すべてについ て、公告期間が十分に確保されてい るか、応募要件が過度に限定的な 要件になっていないか等の観点から 点検を実施した。	【調達情報メール配信登録者数】	А		令和2年度においても引き続き実施する。また、一者応札・応募を改善するための点検事項について検討する。
②公告期間の十分な確保		過去3ヵ年の発注において類似の発注案件が一者応札・応募であった場合の公告期間を一般競争の場合は20日間、企画競争の場合は30日間確保(閉庁日(土曜、日曜、祝日、年末年始)を除く)した。	【参考見積書の原則2者以上からの 徴取】 予定価格を作成する案件全てにお いて2者以上から徴取した。	A	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
③応募要件の緩和・見直し		受注実績を応募要件とする場合に、ア)公的機関であることなど発注元の制限を設けないこととした。イ)経過年数制限を設ける場合は過去10年間以上の実績を認めることとした。		А	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
④履行体制を整える準備期間の十分な確保		業務等の内容に応じて契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで 契約期間等を設定した。		А	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
⑤タイムリーな調達情報の提供		入札公告等を行うとほぼ同時に調達情報メールを全件発信した。		А	_	令和2年度においても引き続き実施する。
⑥発注予定情報の公表		ホームページに掲載する発注予定情報について、情報の正確性確保のため、随時見直し・更新を行った。情報更新時期がわかるように情報を更新した旨の表示を「新着情報」に記載するととした。 新規の案件を最上位に記載することや件名に変更表示を付記するなどわかりやすい表示を心がけた。		А	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
⑦履行期間の十分な確保		業務内容に対して適正な履行期間 設定となるよう契約審査会で審査した。		А	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
⑧発注予定情報及び調達情報メールの 広報	0	令和2年1月発行の広報誌「えぴすとら」に記事を掲載した。 令和2年1月24日開催の他機関主催 「テクノロジー・ショーケース」においてチラシの配布を行った。 令和2年2月5日及び2月7日開催の政策研究大学院大学との共催シンポジウムにおいてチラシの配布を行った。		A	「えびすとら」への掲載記 事について、もう少し目立 つ記事となるようエ夫が 必要である。	令和2年度においても引き続き実施する。また、記事の掲載方法について検討する。
⑨参考見積による場合、原則2者以上 から徴取することを周知・徹底		所内会議において令和元年度計画を報告した際に原則2者以上から徴取することを周知した。 「会計・契約事務のわかりやすいマニュアル(Q&A)」に原則2者以上から徴取することを記載し周知した。		А	_	令和2年度においても引き続 き実施する。
(2) 調達経費の削減等に関する取組 共同調達について、経費節減等の観点 から、従来より実施している①~③の事 項について、令和元年度においても引き 続き実施し、経費の節減を目指す。						
①つくば5機関(国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所)による共同調達の実施を継続する。		つくば5機関において、6件(事務用 消耗品購入、OA用消耗品購入、コ ピー用紙購入、物品運送、ゴム印製 作、トイレットペーパー購入)の共同調達 を実施した。	実施前と比較し、概ね調達コストが 低減されている。	A	物品運送については、ドライバーの賃金上昇、コピー用紙については原料費、運送費等の上昇による調達単価の上昇も認められた。	対象の拡大を検討しつつ、 令和2年度においても引き続 き実施する。

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかになった課題等		今後の対応
	令和元年度 に開始した 取組			目標の達成 状況(※)		
②国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所との共同調達・施設管理・運営業務	7/102	合研究所及び国立研究開発法人土	それぞれに分割発注したことにより、各業務の入札参加者数が複数 の応札・応募となり、前回の一者応	А	-	令和2年度までの複数年契 約により引き続き共同調達を 実施する。
③国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所との共同調達 ・除草せん定その他業務		国土技術政策総合研究所及び国立 研究開発法人土木研究所と除草せ ん定その他業務の共同調達を実施 した。	共同調達の実施により行政事務の 効率化が図られており、また、前年 度と比較して調達コストも低減して いる。	A	-	契約内容を踏まえて今後さらなる費用の削減及び業務の 効率化を検討する。
(3) MPS(マネージド・プリント・サービス)に係る調達						
複写機及びプリンター等出力機器について、経費削減及び情報セキュリティの観点から導入したMPSについて、受注者からの最適配置提案を踏まえて運用状況を見直し、運用経費の削減のための取り組みを行う。		運用開始後12ヶ月間の利用実績を 令和元年9月のグループ長等会議 で報告し、改めてコスト削減に努め ていただくよう周知した。	MPS導入前と導入後を比較して月平均8万円程度、調達コストが低減した。MPSの業務にはトナー等の消耗品管理も含まれるため、都度消耗品を発注する必要がなくなり、事務コストも低減した。	А	費節減の張り紙をするな ど、職員に対する更なる	令和2年度においても引き続き周知を実施するとともに、契約内容を踏まえて今後さらなる費用の削減が可能か、検討する。
調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の継続 随意契約を締結することとなる案件につ		契約審査会において全件審査を	公正性、透明性を確保しつつ合理			
随息契約を締結することとなる条件にういては、事前に法人内に設置された契約審査会(総括責任者は理事長)に諮り、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとした内部統制を継続して実施する。		突利番貸会において主件番貸を 行った。	公正性、透明性を確保しつつ言葉 的な調達を実施していることを確認 した。	А	_	令和2年度においても引き続き実施する。
(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防 止のための取組						
コンプライアンス研修等の開催 発注者綱紀保持を含むコンプライアン ス研修を定期的に実施する。 また、新規職員を対象とした講習会に おいて、契約事務の適正化等の説明を 行い、周知徹底を図る。		平成31年4月23日の新規採用職員・ 非常勤職員講習会において、契約 事務の適正化等の説明を行い、受 講対象者32名中27名が参加した。 令和元年8月6日に発注者綱紀保持 に係るコンプライアンス研修を実施 し、受講対象者50名中37名が参加 した。	新規採用職員等が研究所で勤務する上で必要な実務的な情報を、担当者から説明を行うことで、円滑な業務遂行に役立った。 公正取引委員会担当者による講義を受講し、入札に関する具体的な注意点のほか、最新の情報も得ることができた。		研究グループにも対象を 広げて広く周知することが 望ましい。	令和2年度においても引き続 き研修等を実施する。
研究費の適正使用に係る講習会等の実施 新規職員を対象とした講習会及び定例会議において、研究費の適正な使用に関して説明を行う。			職員の意識啓発により、綱紀粛正が図られたとともに、発注事務に係る綱紀の保持が図られた。		履修項目を変更するなど の工夫が必要である。	令和2年度においても、履修 項目を変更して引き続き研 修を実施する。
コンプライアンス携帯カードの配付 引き続き、新規採用者及び転入者にコ ンプライアンス携帯カードの配付を行う。		引き続き、新規採用者及び転入者 にコンプライアンス携帯カードの配 付を行った。		А	-	令和2年度においても引き続き携帯カードの配布を実施する。
調達に関する内部チェックマニュアルの 随時改訂 マニュアルの内容について、その時点 において適正であるか否か、発生した不 祥事の原因や国立研究開発法人建築 研究所会計規程等との整合性の観点か らチェックをし、必要に応じてマニュアル の改訂を行う。		マニュアルの内容について、利用者及び会計規程等との整合性の観点からチェックを行った。			利用者が分かりにくい箇 所があり使いやすくする 工夫が必要である。	令和2年度においても用語を 見直す等引き続き実施する。
固定資産の実査 調達された固定資産及び物品が、担当 部署内で適正に管理されていない状態 を未然に防ぐため、監査室による固定資 産及び物品の実査を行う。		令和元年11月に国立研究開発法人 建築研究所内部監査規程第7条に 基づく実地監査として、固定資産及 び物品の実査(現物確認)を行っ た。	適正に管理されていることを確認し	Α	資産の使用状況を正確に 把握するために日常的な 点検が必要である。	令和2年度においても引き続き実施する。

^{*}

評価指標は、「平成27年度調達改善計画の年度末自己評価の実施要領」(内閣官房行政改革推進本部事務局)に準拠

[☆] A:計画に記載した内容を概ね実施した取組B:計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて調整を行った取組C:何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組